



**当店では犯罪防止の為、
遊技の補助を目的とした器具等の
持ち込みを禁止しております。**

(例) 体感器、電波発信器、低周波治療器、磁石類、セル・ピアノ線、
ロム・ハーネス、その他凶器及び工具類

■ 体感器ゴト 窃盗の疑いで逮捕

名古屋市港区内のホールで、6月3日午後9時頃、神奈川県川崎市内の
専門学校生が体感器類を使って「ニューパルサーR」からメダル724枚
(14480円相当)を窃取したところを従業員に発見され、通報で駆けつけ
た警察官に窃盗の疑いで逮捕され5日に送検された。

この容疑者は仲間とともに各地のホールを回って、体感器ゴトを行って
いたと見られている。

[中日新聞 2003/06/06]

- ◆ 体感器、低周波治療器等を所持しての店内への立ち入りは

刑法130条 建造物侵入罪 (3年以下の懲役又は
10万円以下の罰金)

- ◆ 体感器、低周波治療器等を店内へ持ち込み、使用してのメダル窃取は

刑法235条 窃盗罪 (10年以下の懲役)

※当店では、上記の疑いが見受けられる場合は、警察署へ通報させていただきます。
※誤解を招く行為が見られた際には、係員が質問・確認させて頂く場合があります。